

黒松内町

第4期障がい福祉計画 (平成27年度～29年度)

【素案】

平成27年2月
黒松内町

目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨等	1
(1) 黒松内町における策定経過.....	1
(2) 国の動き.....	1
(3) 策定の趣旨.....	3
2 計画の位置付け等と期間.....	4
(1) 計画の根拠法と位置づけ.....	4
(2) 計画の期間.....	5
(3) 計画の対象者.....	5
第2章 障がい者の状況	6
1 障がい者等の推移	6
(1) 障がい者全体（手帳所持者）	6
(2) 身体障がい者.....	8
(3) 知的障がい者.....	10
(4) 精神障がい者.....	10
(5) 児童生徒数.....	11
(6) 難病患者.....	12
(7) 経済的支援の状況.....	12
2 障がい者を取り巻く環境.....	13
(1) 公共施設のバリアフリー化.....	13
第3章 基本的な方向	14
1 基本理念	14
2 基本的な考え方	14
(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援.....	14
(2) 一元的な障害福祉サービスの実施等.....	14
(3) 相談支援体制のさらなる充実.....	14
(4) 地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備.....	15
(5) 就労支援体制の強化.....	16
(6) 障がい児支援体制の充実.....	16
(7) P D C Aサイクルの導入.....	16
3 平成29年度の成果目標	17
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行.....	17
(2) 福祉施設から一般就労への移行目標.....	17

(3) 生活生活支援拠点の整備	18
第4章 サービスの見込み量等	19
1 障害者総合支援法の概要	19
(1) 基本理念	20
(2) 障がい者の範囲の見直し	20
(3) 障害支援区分の創設	20
(4) 障がい者に対する支援の見直し	22
(5) サービス基盤の計画的整備	22
(6) 給付・事業の内容	23
2 障害福祉サービス提供状況（実績）	24
(1) 居住系サービス	24
(2) 日中活動系サービス	24
(3) 訪問系サービス	26
(4) 障害児通所支援	27
(5) 相談支援等	28
(6) 地域生活支援事業	29
3 サービスの見込み量	31
(1) 居住系サービス	31
(2) 日中活動系サービス	32
(3) 訪問系サービス量の見込み	36
(4) 障害児通所支援	38
(5) 相談支援	40
(6) 地域生活支援事業（市町村事業）	41
4 サービス提供の考え方	45
第5章 計画の推進に向けて	46
1 適切な障害支援区分認定の実施	46
2 低所得者に配慮した応能負担のしくみづくり	46
3 計画の推進体制	47
(1) 計画推進の基本	47
(2) 推進方針	47
(3) 計画の策定後の点検・進行管理（PDCA サイクルに沿った見直し）	47

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨等

(1) 黒松内町における策定経過

本町では、平成19年3月に「黒松内町障がい者基本計画・障がい福祉計画(第1期)」を策定し、「かけがえのない一人ひとりの生き方を 豊かなところで支え合う福祉のまち 黒松内」の基本理念の下、障害者自立支援法に定める障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保とサービスの調整に努めてきました。

平成21年3月に、第1期計画のサービス実施状況を検証し、「障がい福祉計画(第2期)」を策定し、基盤整備に対する取組を進めてきました。

平成22年から、障害者自立支援法に代わる「障害者総合福祉法(仮称)」の作成が進められていましたが、最終的には障害者自立支援を改正し、名称を改めるということになりました。このような国の動きの中で、本町は、平成24年3月、障がい者に関わる施策の基本方向を示す「障がい者基本計画」と「障がい者基本計画」における生活支援施策についての実施計画的な計画である「障がい福祉計画(第3期)」を一体的に策定しました。

策定年月	計画名	計画期間
平成19年3月	黒松内町 障がい者基本計画 障がい福祉計画(第1期)	平成19～23年度(基本計画)
		平成19～20年度(障がい福祉計画)
平成21年3月	黒松内町障がい福祉計画(第2期)	平成21～23年度
平成24年3月	黒松内町 第2期障がい者基本計画 第3期障がい福祉計画	平成24～29年度(基本計画)
		平成24～27年度(障がい福祉計画)

(2) 国の動き

現行計画である「第3期障がい福祉計画」の策定は、国における制度改革の動きと同時並行で進められました。このため、計画策定後に多くの関係法令が可決・成立されることとなりました。

1) 障害者基本法の改正

平成21年に設置された「障がい者制度改革推進本部」の下で「障がい者制度改革推進会議」(以下「推進会議」という。)が開催され、制度改革に向けた検討が行われました。推進会議は平成22年6月に第一次意見「障害者制度改革の推進のた

めの基本的な方向」を、同年12月には障害者基本法の改正内容に関する「障害者制度改革の推進のための第二次意見」を取りまとめました。

第二次意見を踏まえ、平成23年8月には「改正障害者基本法」が公布されました。

【改正障害者基本法の主なポイント】

項 目	内 容
目的規定の見直し	障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重する「共生社会」の実現を目的に規定
障がい者の定義の見直し	「制度や慣行など社会的障壁により日常・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とする定義を追加
地域社会における共生について	共生社会を実現するために、社会活動参加への機会の確保、住まいなどの選択の機会の確保、意思疎通のための手段についての選択の機会の確保等を明記
障がい者差別の禁止	社会的障壁の除去には、必要かつ合理的な配慮がなされなければならないとした

2) その他の関係法

障がい者制度改革本部等における検討を踏まえて審議されてきた「障害者総合支援法」が障害者自立支援法に代わるものとして、平成24年6月27日に公布されました。

障害者総合支援法による変更点については、第4章において詳しく記載します。

◆地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年6月成立、平成25年4月施行）

※「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」へ

◆国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律

（平成24年6月成立、平成25年4月施行）

◆障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月成立、平成28年4月施行）

◆障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

（平成25年6月成立、平成28年4月施行）

◆精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律

（平成25年6月成立、平成28年4月施行）

国における障がい者施策の基本的なあり方を示す「障害者基本計画」（第3次）が平成25年9月に策定されました。また、平成25年12月には「障害者の権利に関する条約」が国会において批准され、平成26年1月に国連事務局に承認されました。「第4期障がい福祉計画」の策定は上記の動向を踏まえていくことが求めら

れます。

(3) 策定の趣旨

「黒松内町第3期障がい福祉計画」が平成26年度で計画期間が終了します。

国における動向、社会情勢・ニーズの変化等を踏まえ、すべての人々の人権が尊重され、障がいのある人も障がいのない人もだれもが安心して暮らせる町づくり目指し、障害者総合支援法に基づく「黒松内町第4期障がい福祉計画（以後、本計画という。）」を策定します。

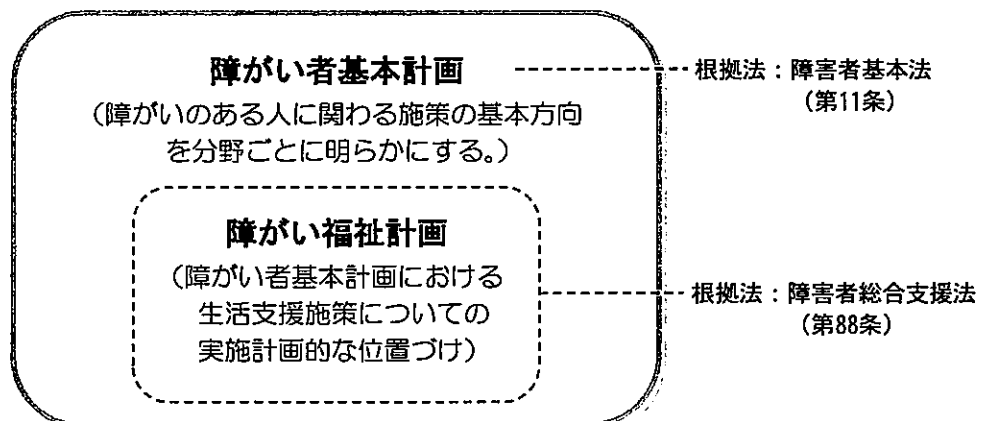
2 計画の位置付け等と期間

(1) 計画の根拠法と位置づけ

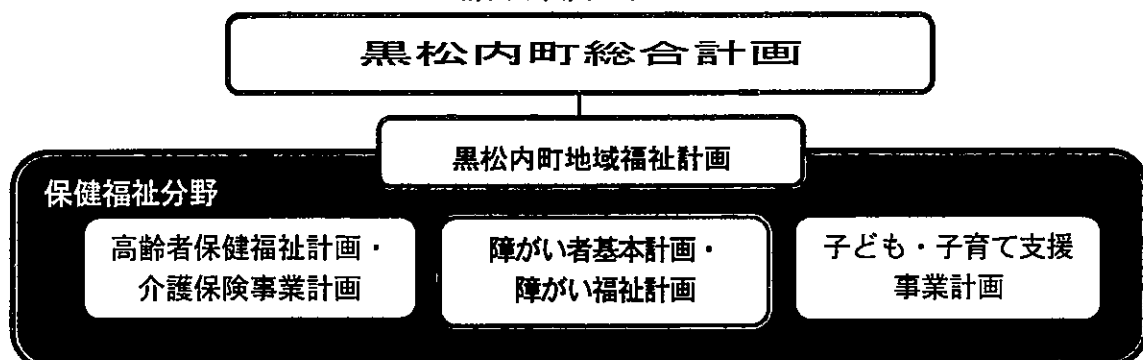
本計画は、障害者総合支援法（障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、本町における障がい福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、及び障がいのある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「障がい者基本計画」の実施計画的な性格を有するものです。

なお、上位計画である「黒松内町総合計画」や関連する諸計画との整合性を図るものとします。

■「障がい者基本計画」と「障がい福祉計画」の関係



■計画の位置づけ



(2) 計画の期間

「黒松内町第4期障がい福祉計画」の期間は、障害者総合支援法の規定により平成27年度から平成29年度までの3年間となります。

計画の進捗状況については毎年評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

「障がい者計画」と「障がい福祉計画」の対象期間

年度	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
障がい者基本計画		障がい者基本計画					第2期障がい者基本計画					
障がい福祉計画		障がい福祉計画 (第1期)		第2期障がい福祉計画			第3期障がい福祉計画			第4期障がい福祉計画		

(3) 計画の対象者

この計画における「障がい者」は、障害者基本法第2条に「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と規定されたことを踏まえ、

- ・身体障がい者
- ・知的障がい者
- ・精神障がい者（発達障がい者を含む）
- ・難病患者などのその他心身の機能の障がいがある者で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活及び社会生活に相当な制限を受ける状態にある者

とします。

なお、社会的障壁とは、「障がいがある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を指します。

第2章 障がい者の状況

1 障がい者等の推移

(1) 障がい者全体（手帳所持者）

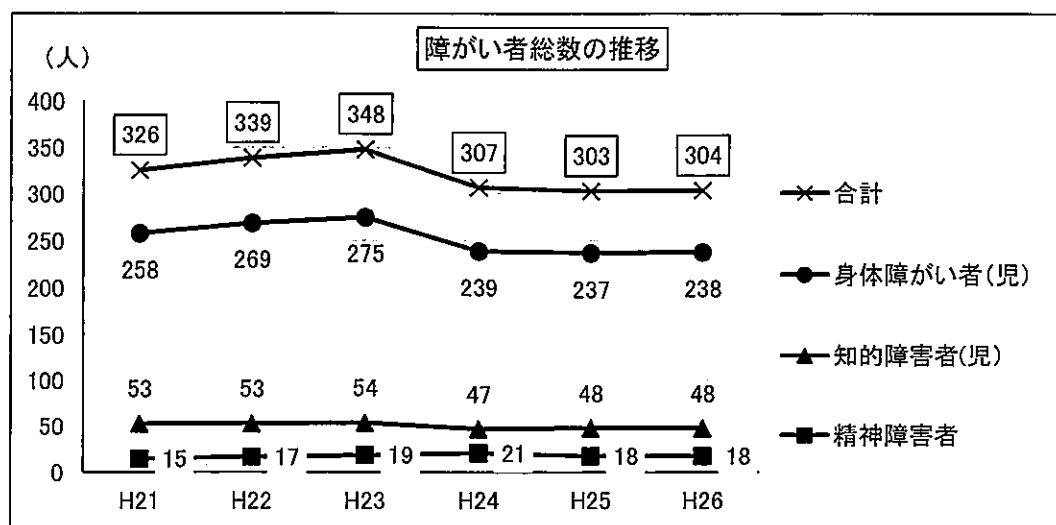
1) 障がい者数

障がい者の総数は平成24年に身体障がい者数、知的障がい者数の減少により総数は減少し、平成26年現在、304人です。

平成26年9月30日現在の本町の総人口は3,103人であり、全障がい者数の占める割合は9.8%、身体障がい者は7.7%、知的障がい者は1.5%、精神障がい者は0.6%です。

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
合 計	326	339	348	307	303	304
身体障がい者(児)	258	269	275	239	237	238
18 歳未満	2	2	2	1	1	1
18～64 歳	256	267	273	47	48	47
65 歳以上				191	188	190
知的障がい者(児)	53	53	54	47	48	48
18 歳未満	5	5	6	5	6	7
18～64 歳	48	48	48	38	37	37
65 歳以上				4	5	4
精神障がい者	15	17	19	21	18	18
18 歳未満	0	0	0	0	0	0
18～64 歳	15	17	19	18	15	16
65 歳以上	0	0	0	3	3	2

■障がい者数の推移(各年4月1日現在)



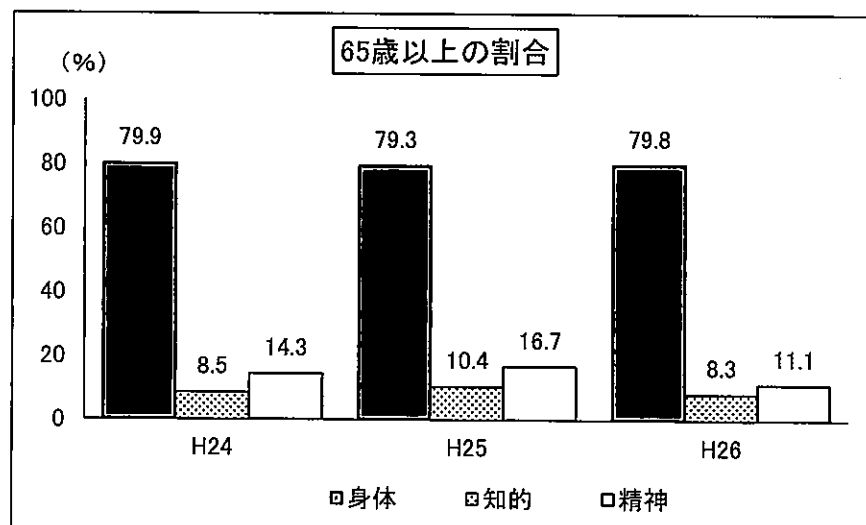
2) 障がい者の年齢構成

年齢構成についてみると、身体障がい者は80%近くが65歳以上の高齢者です。

一方、知的障がい者の高齢者割合は10%前後、精神障がい者は平成25年度で16.7%です。

■障がい者の年齢構成割合

区 分		平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
身体障がい者		100.0	100.0	100.0
	18 歳未満	0.4	0.4	0.4
	18～64 歳	19.7	20.3	19.7
	65 歳以上	79.9	79.3	79.8
知的障がい者		100.0	100.0	100.0
	18 歳未満	10.6	12.5	14.6
	18～64 歳	80.9	77.1	77.1
	65 歳以上	8.5	10.4	8.3
精神障がい者		100.0	100.0	100.0
	18 歳未満	0	0	0
	18～64 歳	85.7	83.3	88.9
	65 歳以上	14.3	16.7	11.1



(2) 身体障がい者

1) 障がい種別

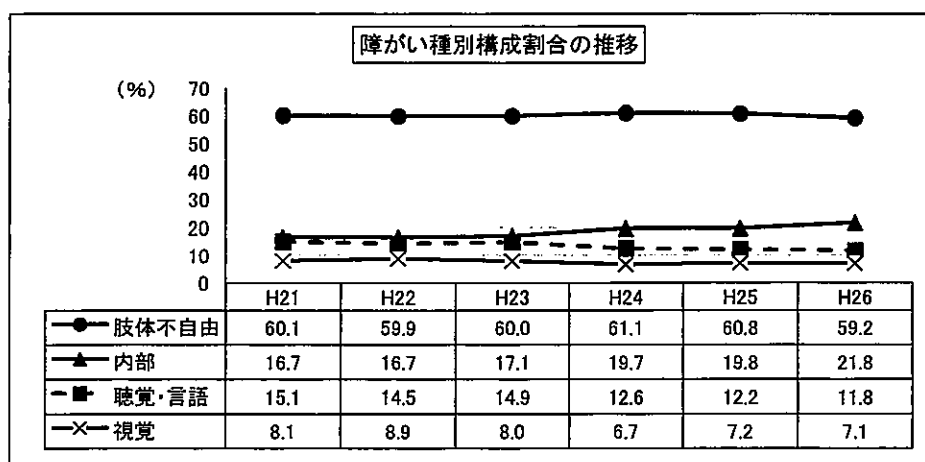
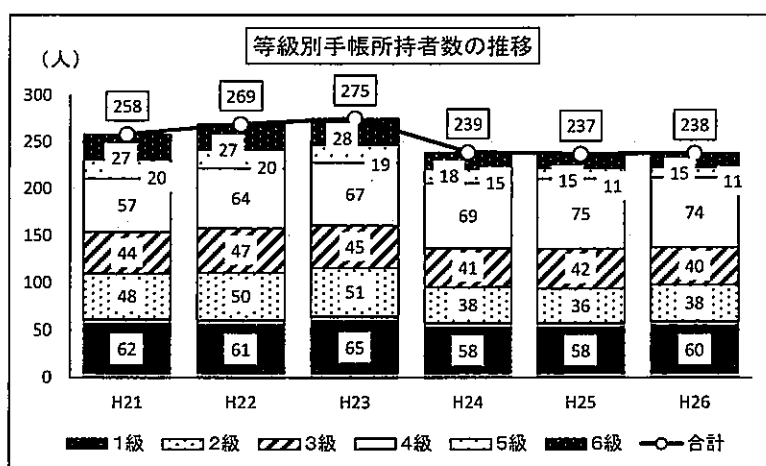
障がい種別では、「内部障がい」は大きな変化なく推移していますが。「視覚障がい」、「聴覚・音声言語」及び「肢体不自由」は平成24年に大きく減少しました。

身体障がい者の中では、「肢体不自由」と「内部障がい」で約80%を占めています。

■障がい種別身体障がい者数の推移（各年4月1日現在）

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
視覚障がい	(人)	21	24	22	16	17	17
聴覚・音声言語		39	39	41	30	29	28
肢体不自由		155	161	165	146	144	141
内部障がい		43	45	47	47	47	52
合 計		258	269	275	239	237	238
視覚障がい	(%)	8.1	8.9	8.0	6.7	7.2	7.1
聴覚・音声言語		15.1	14.5	14.9	12.6	12.2	11.8
肢体不自由		60.1	59.9	60.0	61.1	60.8	59.2
内部障がい		16.7	16.7	17.1	19.7	19.8	21.8
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注) 合計数が手帳所持者数より多いのは、重複障がいの分を集計しているため。



2) 等級別

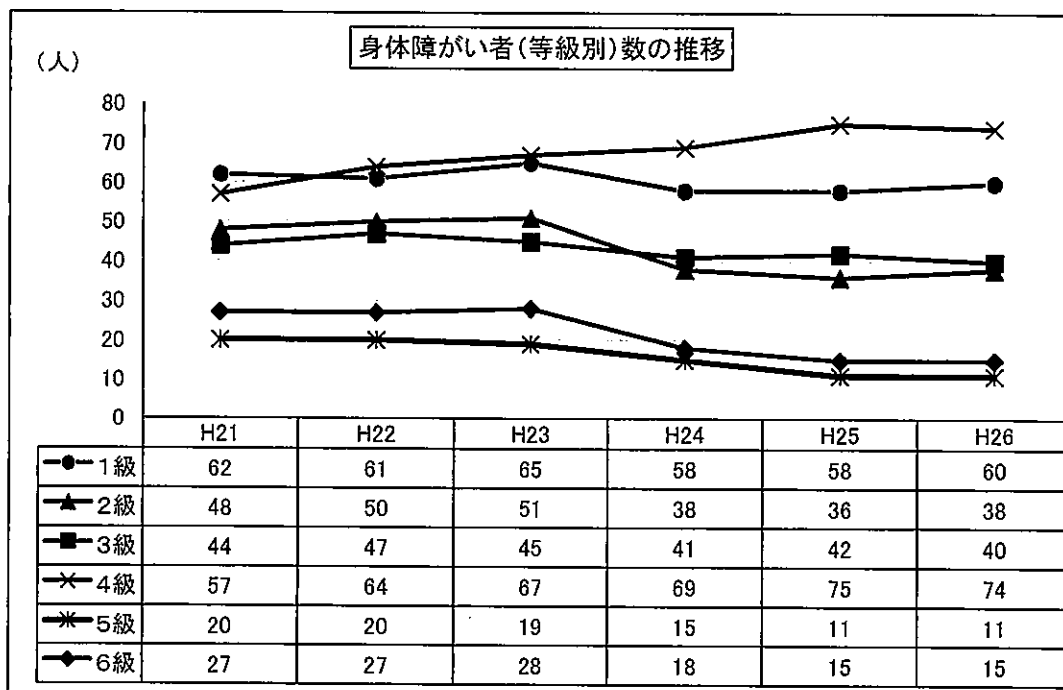
障がい等級別に障がい者数の推移を平成21年からみると、平成26年で増加しているのは4級だけです。

平成26年で構成割合をみると、4級が31%を占め最もおおくなっています。

■等級別身体障がい者数の推移（各年4月1日現在）

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
1 級	(人)	62	61	65	58	58	60
2 級		48	50	51	38	36	38
3 級		44	47	45	41	42	40
4 級		57	64	67	69	75	74
5 級		20	20	19	15	11	11
6 級		27	27	28	18	15	15
合 計		258	269	275	239	237	238
1 級	(%)	23.9	22.7	23.6	24.3	24.5	25.2
2 級		18.6	18.6	18.5	15.9	15.2	16
3 級		17.1	17.5	16.4	17.2	17.7	16.8
4 級		22.1	23.8	24.4	28.8	31.7	31.1
5 級		7.8	7.4	6.9	6.3	4.6	4.6
6 級		10.5	10.0	10.2	7.5	6.3	6.3
合 計		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※各割合は、最大値で100%調整しています。



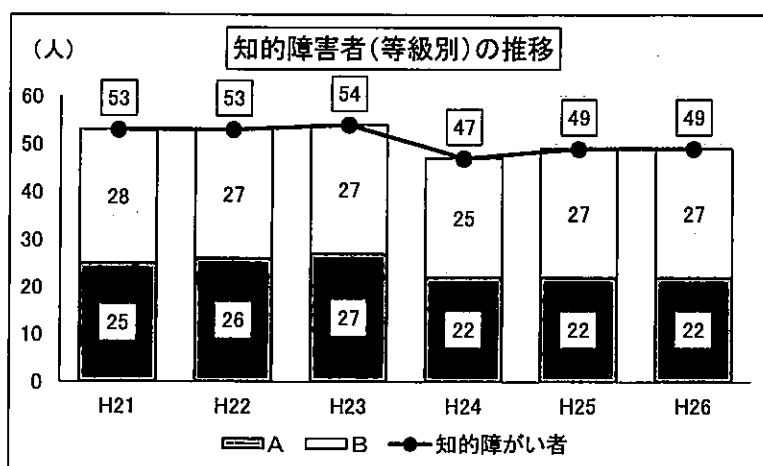
(3) 知的障がい者

知的障がい者数も身体障害者同様、平成24年に減少しています。

等級別にみると、「B」はほとんどかわらず、「A」が減少しています。

■知的障がい者（児）数の推移（各年4月1日現在）

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総 数	53	53	54	47	49	49
A	25	26	27	22	22	22
B	28	27	27	25	27	27



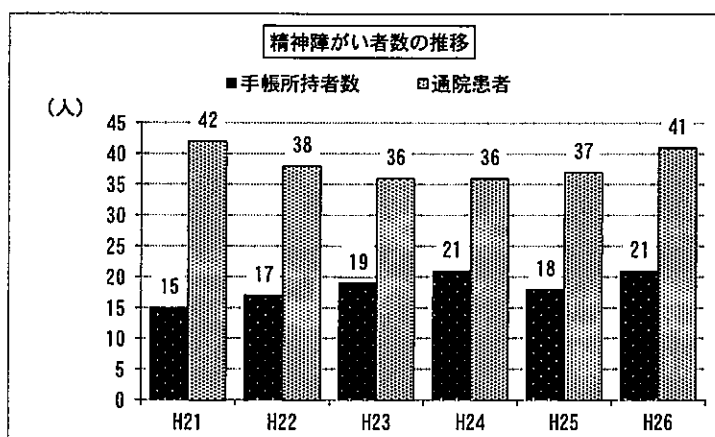
(4) 精神障がい者

精神障がい者については、精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。

自立支援医療受給者は手帳所持者の2倍近くで、平成24年以降増加傾向です。

■精神障がい者数等の推移（各年4月1日現在）

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
精神障害者保健福祉手帳所持者	15	17	19	21	18	21
公的負担を受けている通院患者 （自立支援医療受給者）	42	38	36	36	37	41



【発達障がい者】

発達障がいについては、平成23年8月に改正された障害者基本法の「障がい者」の定義において精神障がい害に含まれることが明記されました。また、発達障がい者については、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

しかし、発達障がいは外見からはわかりにくく、はっきりと診断や判定することが難しいため、発達障がい者の正確な人数は把握できていないのが現状です。

【高次脳機能障がい者】

高次脳機能障がいについては、器質性精神障がいとして精神障がいに含まれており、また、厚生労働省告示において、高次脳機能障がい者は、発達障がい者と同様に障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

高次脳機能障がいは、身体障がいが見られず、外見上は障がいが目立たないことから「見えにくい障がい」といわれます。

高次脳機能障がいに関する十分な理解が得られていない実態があり、正確な人数を把握できていないのが現状です。

(5) 児童生徒数

特別支援学級等に通う児童生徒数は以下の表のとおりです。

■特別支援学級・通級指導教室の学級数と児童生徒数の推移(単位:級、人)

年次		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
小 学 校	学 級 数	2	3	3	3	3	3
	児 童 数	7	8	10	11	20	20
中 学 校	学 級 数	3	3	2	2	3	3
	生 徒 数	10	7	10	12	8	15

資料) 教育委員会 (各年5月1日現在)

■特別支援教育支援員の配置状況

年次	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
小学校	1	1	2	2	2	2
中学校	1	1	1	1	1	2

資料) 教育委員会 (各年5月1日現在)

(6) 難病患者

難病患者については、平成23年8月に改正された障害者基本法の障がい者の定義において、障がい者に含まれることが明記され、障害者総合支援法に基づく給付の対象とされています。

難病患者数は以下の表のとおりです。

■特定疾患医療受給者証所持者数の推移

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総 数	33	33	38	42	39	

資料) 後志総合振興局

■小児慢性特定疾患医療受給者証所持者数の推移

区 分	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
総 数	2	2	3	2	6	2

資料) 後志総合振興局

(7) 経済的支援の状況

手当等の支給実績は次のとおりです。

区 分		平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
特別障害者手当の支給実績	受給者数	2	2	1	1	1	1
障害児福祉手当の支給実績	受給者数	3	3	3	3	3	4
特別児童扶養手当の支給実績	受給者数	4	4	5	8	7	9
心身障害者扶養共済制度加入等の 実績	加入者数	3	3	3	3	2	2
	受給者数	3	3	7	7	9	15

資料) 後志総合振興局

2 障がい者を取り巻く環境

(1) 公共施設のバリアフリー化

町内の公共施設のバリアフリー化の状況は次の表に示すとおりです。

■公共機関のバリアフリー化の状況（○：設置されている）

施設名	手すり (階段)	エレベーター エスカレーター	障がい者 対応トイレ	スロープ (出入り口)	障がい者用 駐車場	誘導用 ブロック
役 場	○	×	○	○	○	×
保健福祉センター	○	○	○	○	×	○
総合町民センター	○	×	○	○	×	×
ふれあいの森情報館 「マナヴェール」	—	—	○	○	○	○
体 育 館	—	—	×	○	×	×
歌才自然の家	○	×	○	○	○	×
健康増進交流センター 「黒松内温泉」	—	—	○	○	○	○
ブナセンター	○	×	○	○	×	×
保 育 所	—	—	○	○	×	×
児 童 館	—	—	○	○	×	×
小・中学校	○	○	○(1校)	○(1校)	×	×

第3章 基本的な方向

1 基本理念

「黒松内町障がい者基本計画」では、「かけがえのない一人ひとりの生き方を 豊かなところで支え合う福祉のまち 黒松内」を基本理念に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を有する人間として尊重される社会を目指しています。

本計画においても、「黒松内町障がい者基本計画」の基本理念を共有し、一人ひとりの基本的人権を尊重し、主体性・自立性を図るため生活環境面・就労面等の環境整備を進め、障がいのある人をはじめ、誰もが地域の中で当たりまえの暮らしが出来るまちを目指します。

2 基本的な考え方

(1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

(2) 一元的な障害福祉サービスの実施等

障がい福祉サービスの対象となる障がい者等の範囲を身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者並びに難病患者等であって18歳以上の人並びに障がい児とし、サービスの充実を図り、道の適切な支援等を通じて地域間で大きな格差のある障がい福祉サービスの均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして法に基づく給付の対象となっており、引き続きその旨の周知を図っていきます。

さらに、難病患者等についても、法に基づく給付の対象となっている旨の周知を図っていきます。

(3) 相談支援体制のさらなる充実

サービス等利用計画の作成について、平成26年度中に利用者全員の作成が求められています。多くの市町村では、重度障がいのある人など必要な人については計画の作成が進んでいますが、全員分の作成までには相談支援スタッフの確保難等により及ん

でないのが実情です。

第4期障がい福祉計画では、計画相談支援や地域移行支援、地域定着支援の実施体制の充実が引き続き求められています。

(4) 地域移行の促進と地域生活支援拠点の整備

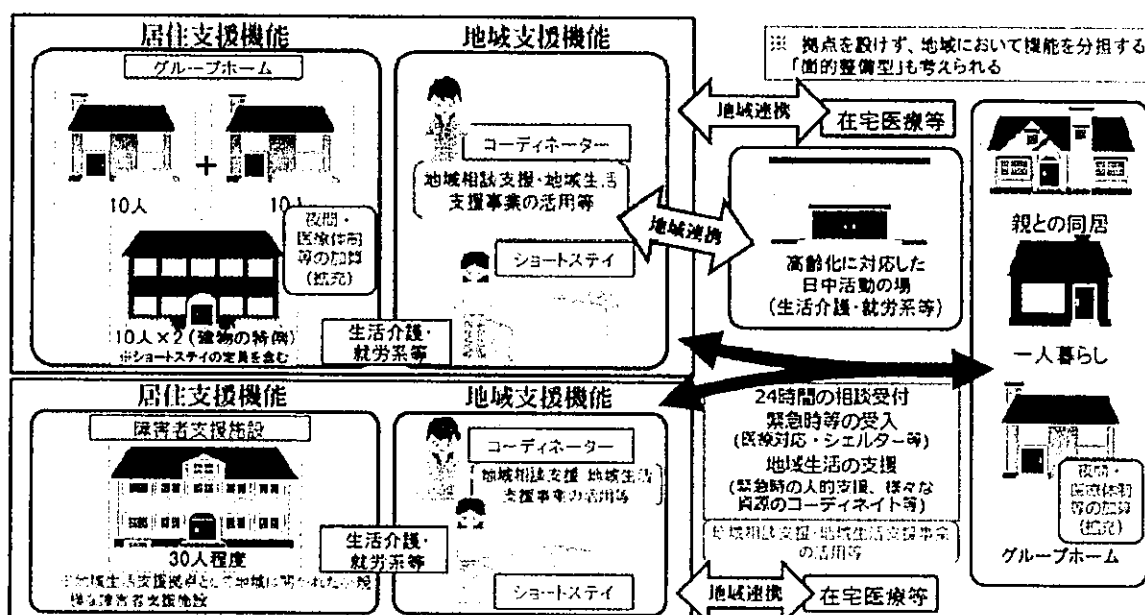
第4期障がい福祉計画の成果目標として、「福祉施設から地域生活への移行促進」「精神科病院から地域生活への移行促進」が引き続き掲げられています。

施設入所者や入院患者の地域移行を進めていく上で、日中・夜間それぞれの生活支援体制を充実し、地域の受け皿づくりをより進めていく必要があります。

障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、地域生活支援の拠点づくり、NPO 等によるインフォーマルサービス（法律や制度に基づかない形で提供されるサービスをいう。）の提供等、地域の社会資源を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

新たに「地域生活支援拠点等の整備」が成果目標として加えられました。地域生活支援の拠点等の整備に当たっては、地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援等を進めるために、地域生活への移行、親元からの自立等についての相談、一人暮らし、グループホームへの入居等の体験の機会及び場の提供などの多くの機能が求められており、今後、障がい者の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、これらの機能をさらに強化する必要があります。

■地域生活支援拠点（障がい児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想）



資料：社会保障審議会障害者部会（第56回）資料（平成26年5月16日）

(5) 就労支援体制の強化

第4期障がい福祉計画の成果目標「福祉施設から一般就労への移行促進」については、就労移行支援事業の利用者の増加、利用者中の就労移行率を目標として設定することになりました。

一般就労も含めて、障がいのある人の働く場の確保・拡大を進めていく必要があります。障害者就業・生活支援センター等と力を合わせ、就労支援体制の充実を図っていくことが望まれます。

(6) 障がい児支援体制の充実

第3期障がい福祉計画の策定時においては、当時の障害者自立支援法及び児童福祉法の改正により障がい児を対象とするサービスが児童福祉法に基づくサービスへ位置づけが改められました。

第4期障がい福祉計画の策定に向けた基本指針では、児童福祉法に定めるサービス、障がい児相談支援の利用児童数を活動指標とする方向としており、障がい福祉計画で再び障がい児支援に関する内容を取り扱うことになります。

障がい児については、子ども・子育て支援法において、すべての子どもが健やかに成長するように、良質かつ適切な子育て支援サービスが求められているとともに、教育、保育等の利用状況を踏まえ、居宅介護や短期入所等の障害福祉サービスが求められています。

また、児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ることが重要となっています。

本町においても、庁内連携の下に障がい児支援体制について改めて充実・強化を図っていく必要があります。

(7) PDCAサイクルの導入

障害者総合支援法では、障がい福祉計画に掲げた内容、指標等について定期的に調査・分析、評価を行い、必要があると認められるときは期間中であっても計画の変更等を行うこととなりました。

これに伴い、少なくとも年に1回は計画の進捗状況について整理・分析を行った上で、協議会・委員会等において計画変更の必要性について諮ることが求められることとなります。

3 平成 29 年度の成果目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
入所者数(人)	12 人	平成26年3月31日の施設入所者数
目標年度(H29 年度)の地域生活移行者数(人)	0 人	平成26年3月31日の施設入所者数のうち、平成29年度末において12%以上(※仮設定)の者が、施設入所からグループホーム等の地域生活へ移行することを基本として、地域の実情を踏まえて設定
目標年度の(H29 年度)の減少見込数(人)	0 人	平成29年度末の施設入所者数が、平成26年3月31日の施設入所者から4%以上(※仮設定)減少することを基本として、地域の実情を踏まえて設定

(2) 福祉施設から一般就労への移行目標

1) 一般就労移行者数

項 目	数 値	備 考	
平成24年度の一般就労移行者数(人)	0 人	平成24年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	
目標年度(H29 年度)の年間一般就労移行者数(人)	1 人	目標値設定に関する考え方	備 考
		H24 年度の 2 倍	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 特別支援学校卒業者等や就労移行支援事業所利用者の状況等を踏まえて算定

※平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定すること

2) 就労移行支援事業所利用者数

項 目	数 値	備 考
平成 25 年度の就労移行支援事業所利用者数(人)	0 人	平成 26 年3月の就労移行支援事業所利用者数
平成 29 年度の就労移行支援事業所利用者数(人)	1 人	平成 29 年度末の就労移行支援事業所利用者数が、平成 25 年度利用者数から6割以上(※仮設定)増加することを基本として、地域の実情を踏まえて設定

(3) 生活生活支援拠点の整備

項 目	数 値	備 考
地域生活支援拠点等の整備 (箇所)		平成 26 年3月の就労移行支援事業所利用者数

第4章 サービスの見込み量等

1 障害者総合支援法の概要

障害者基本法の改正や障がい者制度改革本部等における検討を踏まえて審議されてきた「障害者総合支援法」が、障害者自立支援法に代わるものとして、平成24年6月27日に公布されました。

障害者総合支援法の概要は次の表のとおりです。

【障害者総合支援法の概要】

1. 題名	「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする
2. 基本理念	法に基づく日常生活・社会生活の支援が共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われること
3. 障がい者の範囲	「制度の谷間」を埋めるべく、障がい者の範囲に難病等を加える
4. 障害支援区分の創設	「障害程度区分」について、障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す「障害支援区分」に改める
5. 障がい者に対する支援	① 重度訪問介護の対象拡大(重度の知的障がい者・精神障がい者に拡大) ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化 ③ 地域移行支援の対象拡大 ④ 地域生活支援事業の追加
6. サービス基盤の計画的整備	① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障がい福祉計画の策定 ② 基本指針・障がい福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化 ③ 市町村は障がい福祉計画を作成するに当たって、障がい者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化 ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化
施行期日	平成25年4月1日 (ただし、4.及び5.①～③については平成26年4月1日)

(1) 基本理念

平成23年の障害者基本法の改正も踏まえ、障害者総合支援法に基本理念が創設されました。

「自立」という表現に変わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、社会で生活する一人の人間として尊重し、障害福祉サービスに加え、地域生活支援事業による支援、その他社会で生活するための必要な支援を総合的に計画的に行うことが明記されました。

(2) 障がい者の範囲の見直し

障害者自立支援法では、支援の対象が身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）に限定されていましたが、障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の対象となる障がい者の範囲に難病患者等が含まれることになりました。制度の対象となる対象疾患については、当面の措置として、難病患者等居宅生活支援事業の対象となっていた疾患を対象としており、今後、医療助成の対象範囲に係る検討等を踏まえて、見直しを行うことになっています。

(3) 障害支援区分の創設

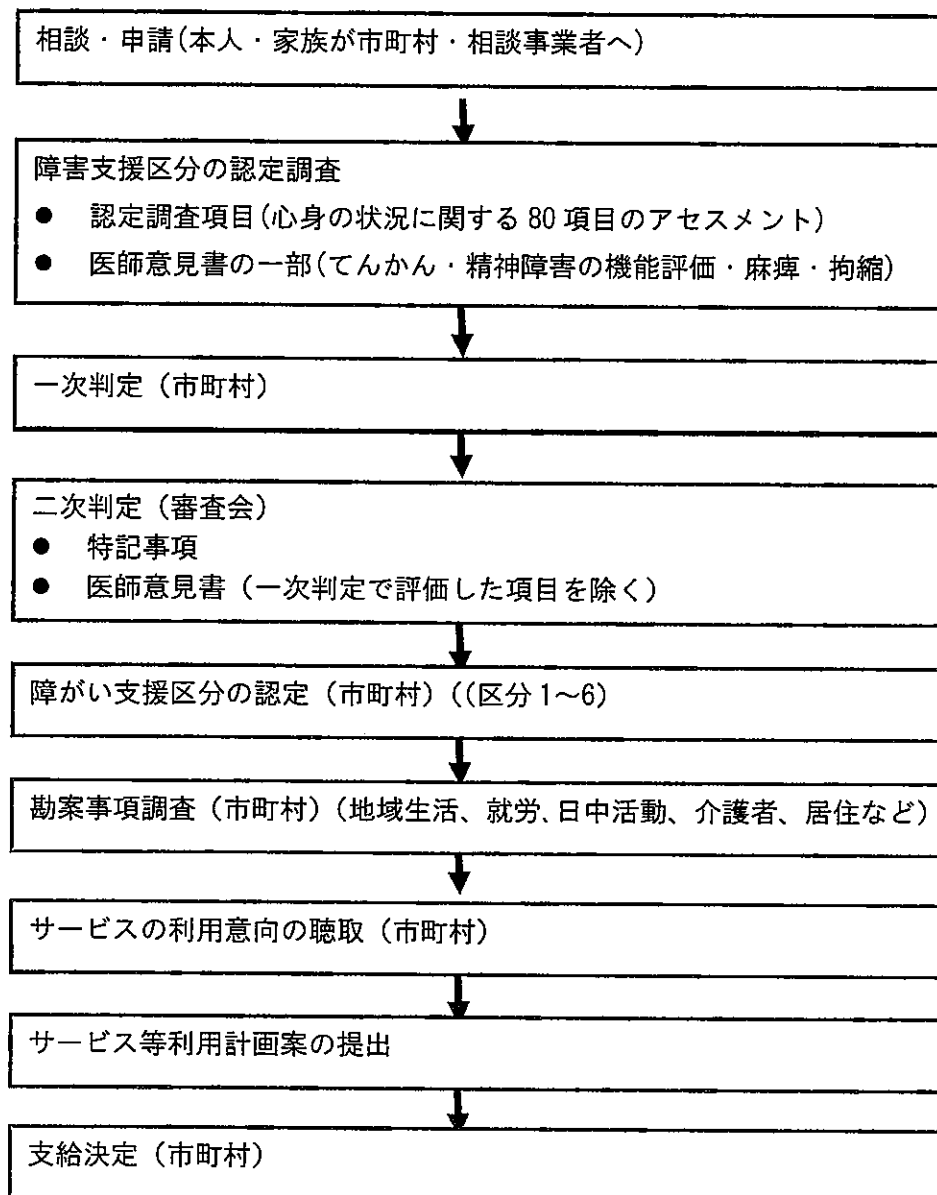
従来の「障害程度区分」が知的障がい、発達障がい、精神障がいの状態を適切に反映されていないという指摘がありました。

「障害程度区分」（程度区分）（障がい者等に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにするため当該障がい者等の心身の状態を総合的に示すもの）の内容を見直し、平成26年4月から、「障害支援区分」（支援区分）（障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの）と名称も改められました。

支援区分は、コンピュータによる判定（一次判定）と審査会による判定（二次判定）の二段階で確定する仕組みになっていますが、今回の支援区分への変更は、一次判定に関する見直しが中心で、コンピュータ判定式の変更や項目の変更などが行われました。

支援区分の認定については、平成26年4月から申請のあった人（基本的には区分の更新時期を迎えた人）から順次実施されています。

申請から支給決定までの流れ(介護給付の場合)



(4) 障がい者に対する支援の見直し

1) 重度訪問介護の対象拡大

平成26年4月から、従来の対象者である身体障がい者に加えて、知的障がい者・精神障がい者も対象となりました。

2) ケアホームのグループホームへの一元化

障がい者の高齢化・重度化に対応するとともに、住み慣れた地域における住まいの場の確保の観点から、「共同生活介護（ケアホーム）」は「共同生活援助（グループホーム）」に一元化されました。

グループホームでは、日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ、食事の介護など、日常生活上の援助を提供することとなり、グループホームで生活していた人が高齢化や症状の悪化などで介護が必要になっても、一定の介助があれば生活できる人は、引き続きグループホームで生活ができるようになりました。

また、介護サービスを外部に委託することも可能になりました。

3) 地域移行支援の対象拡大

この制度は障害者支援施設に入所している障がい者、また精神科病院に入院している精神障がい者を対象にしていました。今回の改正では、加えてその他にも重点的な支援を必要とする人として対象を拡大することになりました。

例えば、矯正施設から出所する障がい者などです。

4) 地域生活支援事業の追加

市町村の地域生活支援事業に次の4事業が必須として追加されました。

- ◆ 障がい者に対する理解を深めるための研修・啓発
- ◆ 障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
- ◆ 市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
- ◆ 意思疎通支援を行う人の養成

(5) サービス基盤の計画的整備

障がい福祉計画に必ず定める事項に「サービスの提供体制の確保に係る目標に関する事項」と「地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」が加えられたほか、基本指針や障がい福祉計画について、PDCA サイクルに沿って定期的な検証と見直すことを法定化するなど、サービス提供体制を計画的に整備するための規定が設けられました。

また、自立支援協議会の名称については、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化しました。

(6) 給付・事業の内容

サービスは、個々の障がいのある人々の障がい程度や勘案すべき事項(社会活動や介護者、居住等の状況)を踏まえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。

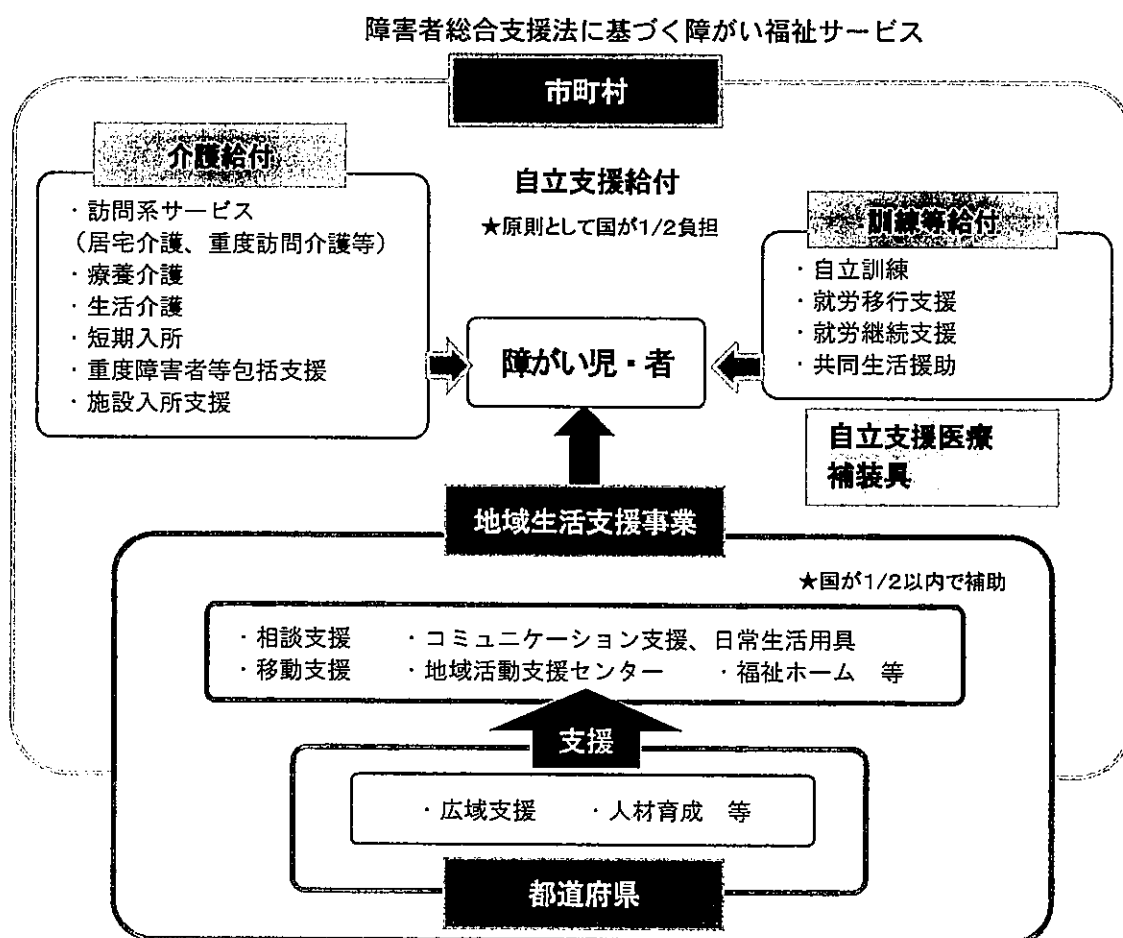
「障害福祉サービス」は、介護の支援を受ける場合には「介護給付」、訓練等の支援を受ける場合は「訓練等給付」に位置付けられ、それぞれ、利用の際のプロセスが異なります。

サービスには期限のあるものと、期限のないものがありますが、有期限であっても、必要に応じて支給決定の更新(延長)は一定程度、可能となります。

入所施設のサービスは、昼のサービス(日中活動事業)と夜のサービス(居住支援事業)に分かれており、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。

例えば、常時介護が必要な方は、日中活動の生活介護と、住まいの場として施設入所支援を組み合わせる利用することができます。地域生活に移行した場合でも、日中は生活介護を利用し続けることが可能です。



資料：厚生労働省「地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律について」

2 障害福祉サービス提供状況（実績）

平成24年度～26年度の障害福祉サービスの実績は以下の表のとおりです。

なお、平成26年度値は平成27年1月現在の見込です。

(1) 居住系サービス

1) 共同生活援助（グループホーム）：訓練等給付

2) 共同生活介護（ケアホーム）：介護給付

単位：人/月

区 分	年度	H24	H25	H26
共同生活援助	実績	11	11	18
共同生活介護	実績	6	6	
合 計	計画	18	18	19
	実績	17	17	18
達成率	(%)	94.4	94.4	94.7

3) 施設入所支援

単位：人/月

区 分	年度	H24	H25	H26
施設入所支援	計画	11	11	10
	実績	12	11	11
達成率	(%)	109.1	100.0	110.0

(2) 日中活動系サービス

1) 生活介護：介護給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	13	13	12
		実績	13	13	12
達成率		(%)	100.0	100.0	100.0
利用量	(人日/月)	計画	299	299	276
		実績	250	250	256
達成率		(%)	83.6	83.6	92.8

2) 自立訓練（機能訓練）：訓練等給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
達成率		(%)	-	-	-
利用量	(人日/月)	計画	0	0	0
		実績	0	0	0
達成率		(%)	-	-	-

3) 自立訓練（生活訓練）：訓練等給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0
利用量	(人日/月)	計画	23	23	23
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0

4) 就労移行支援：訓練等給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	0	1	5
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0
利用量	(人日/月)	計画	0	23	115
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0

5) 就労継続支援（A型）：訓練等給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	0	1	5
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0
利用量	(人日/月)	計画	0	23	115
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0

6) 就労継続支援（B型）：訓練等給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	17	20	23
		実績	18	17	18
達成率		(%)	105.9	85.0	78.3
利用量	(人日/月)	計画	392	460	529
		実績	215	306	317
達成率		(%)	54.8	66.5	59.9

7) 療養介護：介護給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	2	2	2
		実績	3	3	2
達成率		(%)	150.0	150.0	100.0

8) 短期入所：介護給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	2	2	2
		実績	1	1	0
達成率		(%)	50.0	50.0	0
利用量	(人日/月)	計画	10	10	10
		実績	15	4	0
達成率		(%)	150.0	40.0	0

(3) 訪問系サービス

1) 居宅介護（ホームヘルプ）：介護給付

2) 重度訪問介護：介護給付

3) 行動援護：介護給付

4) 同行援護：介護給付

5) 重度障害者等包括支援：介護給付

1) ～5) の合計

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	6	7	7
		実績	4	6	4
		(%)	66.7	85.7	57.1
利用量	(時間/月)	計画	115	125	125
		実績	74	136	98
達成率		(%)	64.3	108.9	78.4

(4) 障害児通所支援

1) 児童発達支援

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業です。

未就学児を対象とし、身近な地域で障がい児支援を行ないます。

	単位	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	6	7	5
利用量	(延べ人日/月)	21	19	13
	1人当たり(日/月)	3.5	2.7	2.6

2) 放課後等デイサービス

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業です。

主に小学生以上から高校生までの学校に通っている障がい児が学校の帰りや土曜日、日曜日、祭日などの学校休業日や夏休み、冬休みなどの長期休暇に利用する通所訓練施設になります。

	単位	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	7	10	14
利用量	(人日/月)	25	35	40

3) 医療型児童発達支援

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業です。

肢体不自由児など医療を必要とする障がいを抱えている児童に、医療機能を兼ね備えた、医療型児童発達支援センターや指定医療機関で発達支援を行います。

本町では、利用実績はありません。

4) 保育所等訪問支援

児童福祉法に基づく障がい児通所支援事業です。

障がい児施設で障がい児に対する指導経験のある児童指導員などが保育所や幼稚園などに訪問し、かかわり方や抱えている悩みなどに対応します。

(5) 相談支援等

1) 計画相談支援

区 分	単位	年度		H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	者	8	12	14
		実績	者	6	35	27
			児	-	-	18
達成率		(%)		75.0	291.7	192.9

2) 地域移行支援

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	0	0	1
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0

3) 地域定着支援

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	0	0	1
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0

4) 補装具の給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数（児・者）	（人/年）	計画	11	11	11
		実績	3	5	5
達成率		（％）	27.3	45.5	45.5
利用量（児・者）	（件/年）	計画	11	11	11
		実績	3	5	5
達成率		（％）	27.3	45.5	45.5

5) 自立支援医療費の給付

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	実績	39	45	50

(6) 地域生活支援事業

1) 相談支援事業

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
箇所数	(箇所)	計画	1	1	1
		実績	1	1	1
達成率		(%)	100.0	100.0	100.0

2) コミュニケーション支援事業

手話通訳者派遣事業	単位	年度	H24	H25	H26
実利用者数	(人/月)	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0

3) 日常生活用具給付等事業

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
介護訓練 支援用具	(件/年)	計画	1	1	1
		実績	0	1	1
達成率		(%)	0	100.0	100.0
自立生活 支援用具	(件/年)	計画	1	1	1
		実績	1	0	0
達成率		(%)	100.0	0	0
在宅療養等 支援用具	(件/年)	計画	1	1	1
		実績	0	0	0
達成率		(%)	0	0	0
情報・意思疎通 支援用具	(件/年)	計画	1	1	1
		実績	3	2	1
達成率		(%)	300.0	200.0	100.0
排泄管理 支援用具	(件/年)	計画	60	60	60
		実績	54	52	79
達成率		(%)	90.0	86.7	131.7
住宅改修費	(件/年)	計画	-	-	-
		実績	0	0	0
達成率		(%)	-	-	-

4) 移動支援事業

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	2	2	2
		実績	1	1	1
達成率		(%)	50.0	50.0	50.0
延利用時間数	(時間/年)	計画	60	60	60
		実績	18	17	16
達成率		(%)	30.0	28.3	26.7

5) 地域活動支援センター事業

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	-	5	5
		実績	0	0	0
達成率		(%)	-	0	0
利用日数	(日/年)	計画	-	-	-
		実績	0	0	0
達成率		(%)	-	-	-

6) その他の事業（日中一時支援）

区 分	単位	年度	H24	H25	H26
利用者数	(人/月)	計画	2	2	2
		実績	0	0	0
達成率		(%)	100.0	100.0	100.0

3 サービスの見込み量

(1) 居住系サービス

1) サービス見込量

サービス種別	単位	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
1 共同生活援助	利用者数(人)	18人	19人	20人
2 施設入所支援	利用者数(人)	11人	10人	9人
合 計	利用者数(人)	29人	29人	29人

2) 整備見込量

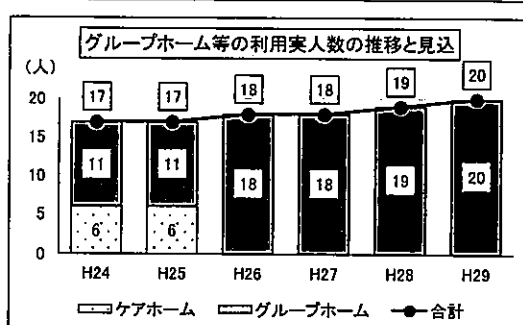
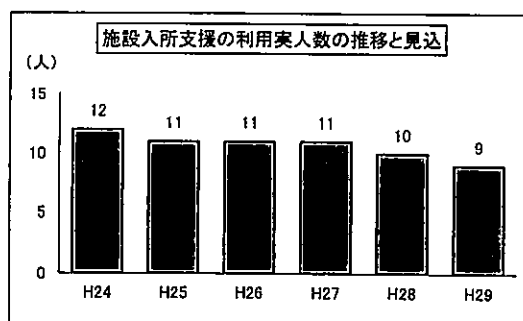
サービス種別	単位	25年度(実績)	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
1 共同生活援助	定員数(人)	25人	25人	25人	25人

3) 共同生活援助(グループホーム)

主な対象者	実施内容
身体障がい者(65歳未満の者又は65歳に達する日の前までに障害福祉サービス若しくは、これに準ずるものを利用したことがある者に限る。)、知的障がい者及び精神障がい者	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、就労先その他関係機関との連絡、その他の必要な日常生活上の世話を行います。

4) 施設入所支援

主な対象者	実施内容
① 生活介護利用者のうち、障害程度区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上) ② 自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人、又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人	施設に入所する障がい者に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な日常生活上の支援を行います。



(2) 日中活動系サービス

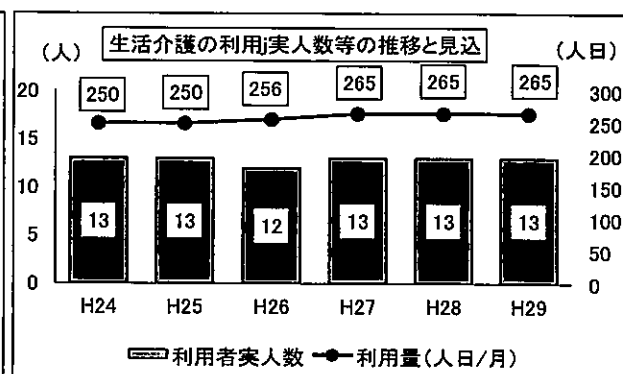
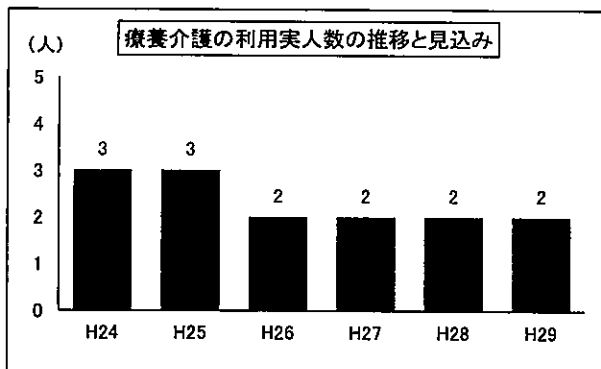
サービス種別		単位	27 年度(見込)	28 年度(見込)	29 年度(見込)
1	療養介護	利用者数(人)	2人	2人	2人
2	生活介護	利用者数(人)	13人	13人	13人
		利用量(人日/月)	265人日	265人日	265人日
3	自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
4	自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
5	宿泊型自立訓練	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
6	就労移行支援	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
7	就労継続支援(A 型)	利用者数(人)	0人	0人	0人
		利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
8	就労継続支援(B 型)	利用者数(人)	18人	19人	20人
		利用量(人日/月)	333人日	351人日	369人日
9	短期入所 (福祉型、医療型)	利用者数(人)	1人	1人	1人
		利用量(人日/月)	15人日	15人日	15人日
合 計		利用者数(人)	34人	35人	36人
		利用量(人日/月)	613人日	631人日	649人日

1) 療養介護

主な対象者	実施内容
病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で、 ① ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、区分6の人 ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がいのある人で、区分5以上の人	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します

2) 生活介護

主な対象者	実施内容
地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等が支援な人で、 ① 区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上 ② 50歳以上の場合は、区分2以上（施設入所は区分3以上）	地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行います。



3) 自立訓練（機能訓練）

主な対象者	実施内容
地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者 ① 入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業し、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる身体機能や生活能力の維持・向上を図るため、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

4) 自立訓練（生活訓練）

主な対象者	実施内容
地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者 ① 入所施設や病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人 ② 特別支援学校を卒業した人や継続した通院により症状が安定している人などで、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人	地域生活を営む上で必要となる生活能力の維持・向上を図るため、入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言、その他の必要な支援を行います。

5) 宿泊型自立訓練

主な対象者	実施内容
自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して、帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者	居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。

6) 就労移行支援

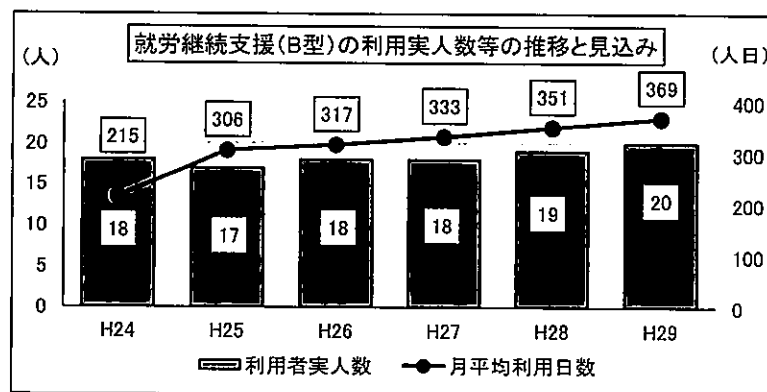
主な対象者	実施内容
就労を希望する65歳未満の障がい者で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人	生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談、その他の必要な支援を行います。

7) 就労継続支援（A型）

主な対象者	実施内容
企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者（利用開始時65歳未満の者） ① 就労移行支援を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人 ③ 就労経験のある人で、現在雇用関係がない人	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。

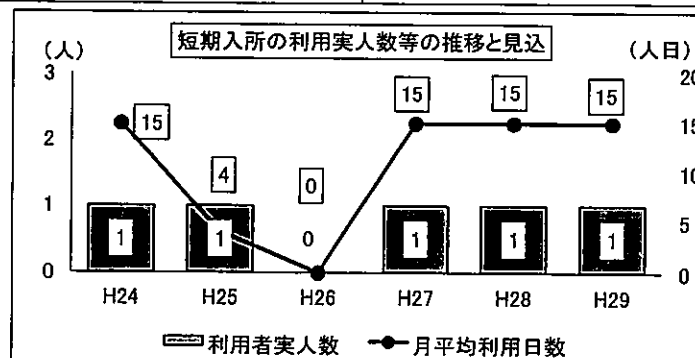
8) 就労継続支援（B型）

主な対象者	実施内容
就労移行支援等を利用したが、一般企業等の雇用に結びつかない人などで、就労機会を通じて生産活動に関する知識・能力の向上や維持が期待される人 ① 就労経験があるが、年齢・体力面で雇用されることが困難となった人 ② 就労移行支援を利用したが、B型の利用が適当と判断された人 ③ 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金1級受給者	生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を行います。



9) 短期入所

主な対象者	実施内容
居宅で介護を行う人が病気やその他の理由により障がい者支援施設やその他の施設への短期間の入所を必要とする障がいのある人 <福祉型（障害者支援施設等において実施）> ① 区分1以上である障がい者 ② 障がい児の障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児 <医療型（病院、診療所、介護老人保護施設において実施）> 遷延性意識障がい児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する人及び重症心身障がい児・者 等	障害者支援施設、児童福祉施設その他の施設で、短期間、入浴、排せつ及び食事その他の必要な保護を行います。



(3) 訪問系サービス量の見込み

サービス種別	単位	27 年度(見込)	28 年度(見込)	29 年度(見込)
・居宅介護 ・重度訪問介護 ・同行援護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援	利用時間数 (時間/月)	60時間	60時間	60時間
	利用者数(人)	4人	4人	4人

1) 居宅介護（ホームヘルプ）

主な対象者	実施内容
区分1 以上（障がい児にあっては、これに相当する心身の状態）である人	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言、その他の生活全般にわたる援助を行います。

2) 重度訪問介護

主な対象者	実施内容
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人（区分4 以上） 重度の知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を必要とする人	居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。

3) 同行援護

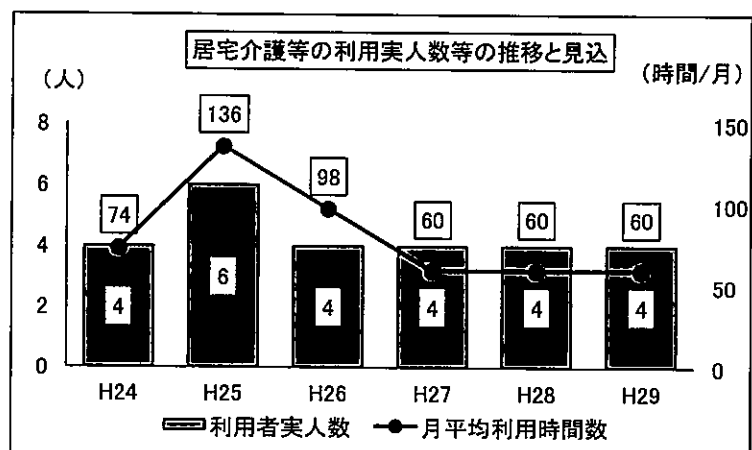
主な対象者	実施内容
視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等であって、同行援護アセスメント票において、移動障がいの欄に係る点数が1 点以上であり、かつ、移動障がい以外の欄に係る点数のいずれかが1 点以上である人	外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が外出する際に必要な援助を適切かつ効果的に行います。

4) 行動援護

主な対象者	実施内容
知的障がいや精神障がいによって行動上著しい困難のある人で、常に介護を必要とする人（度区分3 以上）で、区分の認定調査項目のうち行動関連項目(11 項目)等の合計点数が8 点以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態）である人	障がいのある人が行動する際に生じる可能性のある危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行います。

5) 重度障害者等包括支援

主な対象者	実施内容
常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び、寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難のある人 ①四肢のすべてに麻痺等があり寝たきり状態にある障がいのある人で、 ・ALS患者など、呼吸管理を行っている身体障がい者 ・最重度の知的障がい者 ③ 区分の認定調査項目のうち行動関連項目（11項目）等の合計点数が8点以上である人	居宅介護、同行援護、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援を包括的に提供します。



※居宅介護等は、「居宅介護」(ホームヘルプ)と「行動援護」の合計となっています。

(4) 障害児通所支援

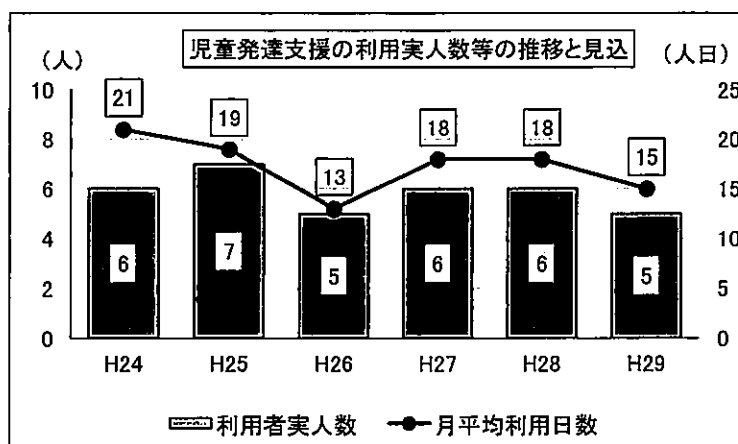
サービス種別	単位	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
児童発達支援	利用者数(人)	6人	6人	5人
	利用量(人日/月)	18人日	18人日	15人日
医療型児童発達支援	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
放課後等デイサービス	利用者数(人)	15人	16人	18人
	利用量(人日/月)	45人日	48人日	54人日
保育所等訪問支援	利用者数(人)	0人	0人	0人
	利用量(人日/月)	0人日	0人日	0人日
合計	利用者数(人)	21人	22人	23人
	利用量(人日/月)	63人日	66人日	69人日

※利用量は平均的な一人当たりの利用量です。

サービス種別	単位	27年度(見込)	28年度(見込)	29年度(見込)
1 障害児相談支援	利用者数(人)	22人	23人	24人

1) 児童発達支援

主な対象者	実施内容
身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童又は精神に障がいのある児童（発達障がい児を含む） ※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象	障がい児を児童発達支援センターやその他の施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。

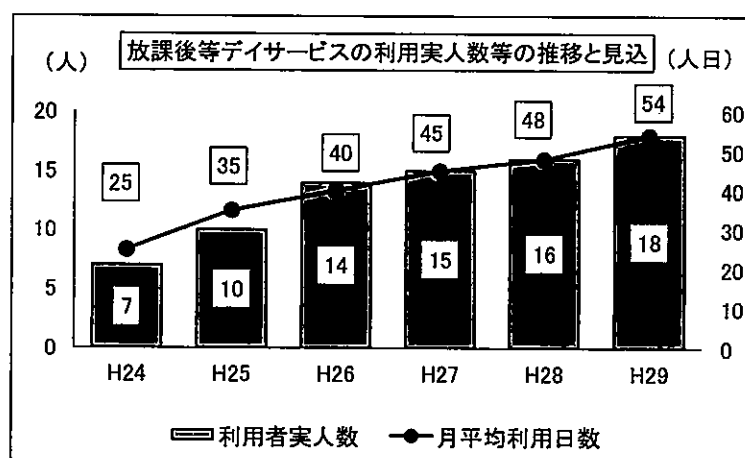


2) 医療型児童発達支援

主な対象者	実施内容
上肢、下肢または体幹の機能の障がいのある児童	医療型児童発達支援センター又は指定医療機関に、障がい児を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立生活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。

3) 放課後等デイサービス

主な対象者	実施内容
就学している障がいのある児童	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等に通わせて、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。



4) 保育所等訪問支援

主な対象者	実施内容
保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がいのある児童	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所などを2週間に1回程度訪問し、障がい児や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

(5) 相談支援

区 分		単位	27 年度(見込)	28 年度(見込)	29 年度(見込)
1	計画相談支援	実利用者数(人)	44人	44人	44人
2	地域移行支援	実利用者数(人)	1人	1人	1人
3	地域定着支援	実利用者数(人)	0人	0人	0人

1) 計画相談支援（サービス利用支援及び継続サービス利用支援）

主な対象者	実施内容
障害福祉サービスまたは地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)を利用するすべての障がいのある人 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がいのある人	サービス利用支援は障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。 継続サービス利用支援はサービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

2) 地域移行支援

主な対象者	実施内容
障害者支援施設または児童福祉施設に入所している障がいのある人 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がいのある人	障害者支援施設、精神科病院、児童福祉施設を利用する18歳以上の者等を対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出の同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。

3) 地域定着支援

主な対象者	実施内容
居宅において単身または家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人	居宅において単身で生活している障がい者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行います。

(6) 地域生活支援事業（市町村事業）

区 分		単位	27 年度 (見込)	28 年度 (見込)	29 年度 (見込)
(1)理解促進研修・啓発事業		実施の有無	有	有	有
(2)自発的活動支援事業		実施の有無	有	有	有
(3)相談支援事業					
	障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	2 箇所	2 箇所	2 箇所
	基幹相談支援センター	設置の有無	無	無	無
	市町村相談支援事業機能強化事業	実施の有無	無	無	無
	住宅入居等支援事業	実施の有無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業		実利用見込み者数(人)	1 人	1 人	1 人
(5)成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無	無	無	有
(6)意思疎通支援事業					
	① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用見込み者数(人)	0 人	0 人	0 人
	② 手話通訳者設置事業	実利用見込み者数(人)	0 人	0 人	0 人
(7)日常生活用具給付等事業					
	① 介護・訓練支援用具	件数	2 件	2 件	2 件
	② 自立生活支援用具	件数	0 件	0 件	0 件
	③ 在宅療養等支援用具	件数	0 件	0 件	0 件
	④ 情報・意思疎通支援用具	件数	0 件	0 件	0 件
	⑤ 排泄管理支援用具	件数	84 件	84 件	84 件
	⑥ 居宅生活動作補助用具 (住宅改修)	件数	0 件	0 件	0 件
(8)手話奉仕員養成研修事業		登録見込み者数(人)	0 人	0 人	0 人
(9)移動支援事業		実利用見込み者数(人)	2 人	2 人	2 人
		延べ利用見込み時間数(時間)	22 時間	22 時間	22 時間
(10)地域活動支援センター					
	① 自市町村所在分	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		実利用見込み者数(人)	0 人	0 人	0 人
	② 他市町村所在分	実施箇所数	0 箇所	0 箇所	0 箇所
		実利用見込み者数(人)	0 人	0 人	0 人

1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ることを目的とします。

地域社会の住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための研修・啓発事業とします。

【確保策】

住民に対して障がい者等に対する理解を深めるための講習会や教室の開催について検討していきます。また、「ふれあいのまちづくり事業」を促進し、ふれあいまつりなどにより多くの住民が参加できるように内容等についても検討していきます。

2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

【確保策】

障がい者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援を行います。

3) 相談支援事業

障がい者等、障害児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

【確保策】

障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、社会福祉協議会とも連携して、必要な情報の提供に努めるとともに各種相談に対応していきます。

4) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者・精神障がい者に対して、成年後見制度の利用を促進し、成年後見制度の申し立てに要する経費（登録手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部または一部を助成するサービスです。

【確保策】

高齢者も含めて、市町村申し立てを実施し、利用が必要と思われる障がい者に対して、迅速に対応していきます。

5) 意思疎通支援事業

聴覚障がいや言語障がい、音声機能その他の障がいのため、意思の疎通が困難な障がい者に対して手話通訳者、要約筆記者の派遣を行い、障がい者等とその周りの者の意思疎通を円滑なものにします。

【確保策】

視覚などに障がいのある人の自立や社会参加を促進するため、依頼に応じて、手話通訳者の派遣を要請し、対応します。

6) 日常生活用具給付等事業

障がい者・障がい児であって当該用具を必要とする方を対象に、日常生活に必要な6種の用具を給付又は貸与します。

【確保策】

日常生活用具に関する情報提供を充実するとともに、障がいの特性に合った適切な給付又は貸与を行います。

7) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

【確保策】

社会福祉協議会と連携し、手話通訳奉仕員など人材の養成を促進していきます。

8) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

【確保策】

在宅の重度障がい者に対する自家用自動車の燃料給油券の交付やお出かけサポート券を交付し、外出支援を図ります。

9) 地域活動支援センター事業（基礎事業）

地域活動支援センターにおいて創作活動の場や生産活動の機会の提供を行い、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者が通うことによって、地域生活の支援を促進する事業です。

【確保策】

施設整備における受託機関及び設置施設の検討を図ります。

4 サービス提供の考え方

サービスの利用を希望する障がいのある人自らが、必要とするサービスを主体的に選択することができるよう、町内サービス事業所への指導・助言や各種支援を行うとともに、民間事業者や NPO 等の参入を促進し、質量とも充実したサービス提供基盤の確保に努めます。

1) 在宅生活支援サービス

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援の訪問系サービスについては、障がいの種類や程度に応じて適切なサービスが提供できるよう、町内外の事業所によるサービス提供体制の充実に努めるとともに、ヘルパー等の資質の向上を図ります。

短期入所については、利用者が必要とするときに利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の充実に努めます。

2) 日中活動の場となるサービス

介護給付における生活介護と療養介護、訓練等給付における自立訓練（機能訓練、生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援の日中活動系サービスについては、関係事業者との調整のもと、サービス提供を促進していきます。

3) 生活の場となるサービス

障がいのある人の地域における生活の場を確保していくため、共同生活援助（グループホーム）の新規開設について、運営法人等と協議・検討していきます。

施設入所支援については、広域的な調整のもと、サービス提供を促進していきます。

4) 障がい児サービス

児童福祉法に基づく障がい児支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、教育、保育等の関係機関とも連携を図った上で障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

5) その他

障がい福祉サービスの利用に向けた連絡・調整、利用計画の作成等を行う「相談支援」については、指定特定相談支援事業者によるサービス提供を図ります。

第5章 計画の推進に向けて

1 適切な障害支援区分認定の実施

障害者総合支援法に基づく自立支援給付を利用するには、「支給決定」（サービス受給者証の発行）を受けることが必要ですが、18歳以上の方については、その前に、町から「障害支援区分の認定」（区分1～6の6段階）を受けるしくみになっています。

こうしたしくみについて、町内の障がいのある人や家族等への周知に努めるとともに、調査員や審査会委員等の知識・技術の向上を図り、正確・公平な認定と、障がいのある人のニーズに応じた支給決定に努めていきます。

2 低所得者に配慮した応能負担のしくみづくり

自立支援給付の利用に当たっては、長期的に安定して障がいのある人を支える必要性から、サービス利用費の1割の自己負担が法律上位置づけられていました。しかし、障害者自立支援法の改正のときに、平成24年4月1日から応能負担が原則であることが明確化されました。

利用者負担の上限は、利用者の世帯所得に応じて4区分が定められており、負担上限額よりもサービス利用額が低い場合は1割負担となります。

また、1つの世帯で複数のサービス（例えば障がい福祉サービスと介護保険サービス）を利用している場合で、さらに利用負担額を超えた分の利用料が戻ってくる高額障害福祉サービス等給付費の制度があります。

こうした制度について、町内の障がいのある人や家族等への十分な周知に努めます。

また、地域生活支援事業の各種サービスについては、市町村が裁量的に自己負担額を決めることができます。自立支援給付との整合や、近隣市町との均衡を図りながら、低所得者への配慮した運用を図っていきます。

3 計画の推進体制

(1) 計画推進の基本

この計画の推進にあたっては、行政、町民、ボランティア、障がいのある当事者、あるいはその家族など、地域全体がそれぞれの役割に応じた積極的な取り組みをすることに期待するとともに、相互に連携した中で障がい者施策の展開を図ることを基本とします。

(2) 推進方針

計画の推進にあたっては、広報媒体等を利用した計画内容の住民周知やノーマライゼーション理念の普及啓発による心のバリアフリー化を核とした町全体の社会環境の醸成を図るとともに、時代に即応した障がい者ニーズや地域の現状（実情）を総合的に判断し、基本理念である「かけがえのない一人ひとりの生き方を 豊かなところで支え合う福祉のまち 黒松内」を目標に必要な措置を講じていきます。

(3) 計画の策定後の点検・進行管理（PDCAサイクルに沿った見直し）

第4期障がい福祉計画における国の基本指針に定期的検証が盛り込まれました。

本計画で定めた成果目標及び活動指標については、少なくとも年一回は実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析・評価（中間評価）を行い、必要に応じて計画の変更や事業の見直しを行うことにより、進行管理を行います。

計画の進行管理の仕組み

